

## 最低賃金の引き上げを求める意見書

最低賃金制度は、労働条件改善による労働者の生活の安定と地域経済の活性化、企業間の公正競争ルール確立の上で、重要な役割を担っています。都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会が答申する「目安額」を参考に、地方最低賃金審議会の審議を経て改定されています。

しかしながら、北海道の現在の改定額は、時間額641円と一般労働者の賃金に比べて極めて低い水準に設定されており、その影響で、道内パート・臨時労働者、請負・派遣労働者ら非正規労働者の賃金も低く抑えられています。青年単身者では、1か月10万円ほどの生活を余儀なくされている人も少なくありません。低賃金労働者は年々増加しており、社会保険料の未納者や、経済的自立ができずに結婚ができない人を増加させ、少子化傾向の加速など、この国の社会基盤をあやうくさせる原因のひとつとなっています。

以上を踏まえ、政府においては最低賃金法を早期に改正し、今の金額を生計費原則を満たす額にまで大幅に引き上げ、生活保護基準などの社会保障制度との整合性をはかること、最低賃金額を大幅に引き上げて生計費原則を満たすようにするとともに、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金の確立を早期に図り、最低賃金制度の周知徹底、監督体制の拡充など、一層の充実を図られることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月22日

名 寄 市 議 会